

吹田市美容師法施行条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、別に定めるもののほか、美容師法（昭和32年法律第163号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び理容師法（昭和22年法律第234号）の例による。

（美容所以外の場所で美容を行うことができる場合）

第3条 美容師法施行令（昭和32年政令第277号）第4条第3号の条例で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項各号（第5号及び第7号を除く。）に規定する施設に入所している者に対して美容を行う場合
- (2) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定による避難所又は応急仮設住宅に避難している者に対して美容を行う場合

（美容所以外の場所で美容を行う場合に講ずべき措置）

第4条 美容師は、法第7条ただし書の規定により美容所以外の場所で美容を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号）第25条に規定する薬品による器具の消毒に必要な薬品及び用具を携帯すること。
- (2) 外傷に対する応急手当に必要な薬品及びガーゼその他の衛生材料を携帯すること。

（美容を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置）

第5条 法第8条第3号の条例で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 身体を常に清潔に保ち、清潔な被服を着用すること。
- (2) 美顔術等の作業を行うときは、清潔なマスクを着用すること。
- (3) 作業を行う前に手指を石けんで洗い、必要に応じて消毒すること。

（美容所について講ずべき衛生上必要な措置）

第6条 法第13条第4号の条例で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 美容所及び住居その他の美容所以外の施設（理容所を除く。）を同一の建物に設けるときは、美容所と当該美容所以外の施設とを分けること。
- (2) 待合場所を設け、美容を行う場所（以下「作業場所」という。）と分けること。
- (3) 作業場所及び待合場所の床面積の合計は、13平方メートル以上とすること。
ただし、結髪、化粧等のみを行う美容所については、この限りでない。
- (4) 美容所及び理容所を同一の建物に設けるときは、美容所の作業場所及び待合場所と理容所の理容を行う場所及び待合場所とを分けること。ただし、美容所について理容師法第12条各号に掲げる全ての措置を講じ、かつ、美容所において理

容を行う全ての者が理容師の資格を併せて有する者である場合は、この限りでない。

(5) 皮膚に接する器具について、消毒済みのものとそれ以外のものとを区別して収納するための設備を設けること。

(6) 外傷に対する応急手当に必要な薬品及びガーゼその他の衛生材料を常備すること。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。